

○宮崎大学医学部附属病院難聴支援センター運営委員会規程

平成24年11月21日  
制 定

改正 平成 25 年 2 月 20 日 平成 27 年 9 月 16 日  
平成 29 年 3 月 15 日 令和 2 年 6 月 17 日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院難聴支援センター規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院難聴支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、難聴支援センターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 難聴支援センター長
- (2) 難聴支援センター副センター長
- (3) 小児科長
- (4) 産科婦人科長
- (5) 脳神経内科医師 1人
- (6) 遺伝カウンセリング部長
- (7) 総合周産期母子医療センター副センター長
- (8) リハビリテーション部副部長
- (9) 宮崎市総合発達支援センター医師 1人
- (10) 宮崎県身体障害者相談センター医師 1人
- (11) 7階西病棟(耳鼻咽喉科病棟)看護師長
- (12) 外来看護師長
- (13) 医事課長
- (14) その他委員長が必要と認める者

2 前項第5号、第9号、第10号及び第14号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、難聴支援センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(難聴支援センター連絡会議)

第8条 委員会に、第2条に規定する事項のうち業務についての問題点の収集・分析及び対策に関して審議するため、難聴支援センター連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

2 連絡会議に議長を置き、難聴支援センター長をもって充てる。

- 3 連絡会議は、議長の指名する者で構成する。
- 4 連絡会議は、原則として毎月1回開催するものとする。
- 5 議長は、連絡会議において審議した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会及び連絡会議の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年11月21日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第5号、第9号、第10号及び第14号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月17日から施行し、令和2年6月1日から適用する。